



5	—	人材及びインターネットサービス事業会社において執行役員及び子会社代表取締役を歴任し、業界における幅広い経験、監査役としても複数社の経験と実績、見識を有する人材です。2025年6月期においては、取締役会(全13回中12回)及び監査等委員会(全13回)に出席し、当社グループの経営全般に関する有益な発言をいただいております。当社グループのコンプライアンス体制並びに企業統治の構築及び維持に加え、事業経験に基づいた取締役会等での助言や提言を期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、同氏は証券取引所が定める基準、及び当社が制定する独立性の判断基準を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。
6	同氏は、当社の取引先であるTMI総合法律事務所において弁護士としてパートナーを兼任しておりますが、直近事業年度における、当社の連結売上高に対する同所との取引金額の割合、及び同所の売上高に対する当社との取引額の割合は2%未満であります。	弁護士としての豊富な経験と実績、特に企業法務、インターネットサービス関連法務に関する見識のほか、スポーツ団体における規律委員を務めるなど、組織統治に関する幅広い経験を有する人材です。2025年6月期においては、取締役会及び監査等委員会(いずれも全13回)に皆勤で出席し、当社グループのコンプライアンスに関する有益な発言をいただいております。社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、当社グループのコンプライアンス体制並びに企業統治の構築及び維持に加え、その知見に基づいた取締役会等での助言や提言を期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、同氏は証券取引所が定める基準、及び当社が制定する独立性の判断基準を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。
7	—	監査法人での公認会計士としての経験、産業再生機構での企業の変革プロジェクトや企業再生M&Aの研究に携わるなど、実務者・研究者として財務及び会計に関する深い見識を有する人材です。2025年6月期においては、取締役会及び監査等委員会(いずれも全13回)に皆勤で出席し、当社グループのコンプライアンスに関する有益な発言をいただいております。社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、これらの知見に基づき、当社グループのコンプライアンス体制並びに企業統治の構築及び維持に加え、取締役会等での助言や提言を期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、同氏は証券取引所が定める基準、及び当社が制定する独立性の判断基準を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。

#### 4. 補足説明

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。  
 ※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。  
 ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。  
 ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。  
 ※5 独立役員の選任理由を記載してください。  
 ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券市場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。